

重要経済安保情報保護活用諮問会議の開催について

令和6年6月10日
内閣総理大臣決定

1 趣旨

重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律（令和6年法律第27号。以下「重要経済安保情報保護活用法」という。）の適正な運用のため、重要経済安保情報保護活用諮問会議（以下「会議」という。）を開催する。

2 構成等

- (1) 会議は、次に掲げる意見を、内閣総理大臣に対し述べることとする。
 - ア 重要経済安保情報保護活用法第18条第2項及び第3項の規定に基づく意見
 - イ アに掲げるもののほか、重要経済安保情報保護活用法の適正な運用を図るために必要な意見
- (2) 会議は、内閣総理大臣が委嘱する者により構成し、同大臣の下に開催する。
- (3) 会議に座長を置き、構成員の互選により、これを定める。
- (4) 座長は、必要に応じ、関係者の出席を求めることができる。
- (5) 会議の構成員の任期は、2年とし、再任することを妨げない。構成員が欠けた場合における補欠の構成員の任期は、前任者の残任期間とする。
- (6) 会議の議事録及び議事要旨を作成し、議事要旨については、会議終了後公表する。また、会議の配付資料についても、原則として公表する。

3 庶務

会議の庶務は、関係行政機関の協力を得て、内閣府において処理する。

4 その他

前各項に定めるもののほか、会議の運営に関する事項その他必要な事項は、座長が定める。